

## 日露地域・姉妹都市交流年の開催に係る

### 日本国外務省とロシア連邦経済発展省との間の相互理解に関する覚書

日本国外務省及びロシア連邦経済発展省（以下「双方」という。）は、  
様々な分野における日露の地域交流の一層の深化及び発展、並びに姉妹都市  
間関係の拡大を目指し、

両国国民間の友好及び相互理解の強化を希望し、

2018年から2019年まで「ロシアにおける日本年」及び「日本における  
ロシア年」が成功裡に開催されたことを指摘し、

以下について相互理解に達した。

1 双方は、地方行政等と協力しつつ、2020年から2021年まで日露地  
域・姉妹都市交流年の開催を組織するとともに、その枠内で以下を含む二国間の  
地域の関係に関連する行事の実施を支援する。

#### （1）経済分野

保健・医療、都市づくり、中小企業、エネルギー、産業多様化、先端技術、農  
林水産業、デジタル経済、輸送、環境等の分野における地域協力の拡大に関する  
フォーラム、ビジネスミッション及びその他の行事、日露の地域及び姉妹都市の  
投資・観光ポテンシャルに係るプレゼンテーション並びに日露の物産展の実施

#### （2）政治分野

日露地域協力を主題とするセミナー、シンポジウム及び交流の実施

#### （3）文化分野

日本文化及びロシア文化に関するフェスティバル並びに日本及びロシアの映  
画祭の開催・テレビ交流の実施、日本語及びロシア語の普及に関する事業並びに  
プレスツアーの実施

#### （4）科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流及びその他の分野

科学に関するフォーラム、セミナー及びシンポジウムの開催、両国の学術・研  
究機関及び教育機関の間の直接のパートナー関係強化、自治体、研究者、教員、  
学習者間の交流及び青年交流並びに2020年東京オリンピック・パラリン  
ピック競技大会開催を契機としたホストタウンの交流、スポーツ・武道分野及び

## その他の分野における交流

2 双方は、日露地域・姉妹都市交流年の実施に関する行事の準備及び実現のため、日本側からは河野太郎外務大臣を、ロシア側からはオレシュキン経済発展大臣を共同委員長とする組織委員会を設置する。

3 双方は、日露地域・姉妹都市関係の様々な分野を包括する上記の行事の開催が、多面的な二国間交流の全面的な拡大及び発展を促進し、日本及びロシアの間のパートナーシップ関係の構築に資することへの期待を表明する。

4 本覚書は国際約束ではなく、双方に国際法上の権利及び義務を生じさせない。

5 本覚書は2020年1月1日から2021年12月31日まで適用される。

2019年6月29日に大阪にて、日本語及びロシア語による各2通に署名した。

日本国外務省のために  
河野 太郎

ロシア連邦経済発展省のために  
マクシム・オレシュキン